

議案第 35 号

日進市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日進市後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 5 月 18 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、日進市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

愛知県後期高齢者医療広域連合が行う傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を行うものとする。

日進市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市後期高齢者医療に関する条例(平成20年日進市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 <u>(日進市において行う事務の特例)</u> 3 <u>日進市は、当分の間、第2条各号に掲げる事務のほか、広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を行うものとする。</u></p>	<p>附 則</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。